

受験番号	
------	--

日本赤十字秋田看護大学大学院
看護学研究科 看護学専攻 修士課程

令和7年度 Ⅱ期 入学試験問題

[小論文]

【注意事項】

- 1 制限時間は60分です。
- 2 受験番号は、この表紙と解答用紙の全てに記載してください。
- 3 質問があるときは、手を挙げて監督者に知らせてください。
- 4 解答用紙および問題文とも、持ち帰ってはいけません。

【問題】

総務省消防庁の統計によると救急車の出動件数は年々増加していますが、その中で軽症者のタクシー代わり等の不適正利用が問題になっています。三重県松阪市では令和6年6月1日から市内主要病院において、救急車での受診も一定の条件下に選定療養費徴収の対象になりました。選定療養費は、大規模な病院への患者集中の対策として平成28年から該当する病院に徴収が義務付けられています。現状では多くの病院で救急車での受診は選定療養費の対象外とされていますが、判断は各施設に委ねられています。今回の松阪市の措置は「救急車の有料化」と報道されたこともあり、賛否が論じられています。これに関する資料を参考にして、救急車の受診でも選定療養費を徴収することにより期待される効果（メリット）と心配される問題点（デメリット）、およびあなたが考えることを800字以内で述べなさい。

資料の出所：

資料1：

松阪市ウェブサイト <https://www.city.matsusaka.mie.jp/soshiki/24/senteiryoyouhi.html>

資料2：

東京消防庁ウェブサイト <https://www.tfd.metro.tokyo.lg.jp/lfe/kyuu-adv/tkse02.html>

注：救急安心センター事業「#7119」

総務省消防庁による事業で、急な病気やけがをしたとき救急車を呼んだほうが良いか、今すぐに病院に行ったほうが良いかなど、判断に迷ったときに用いる電話相談窓口です。資料2にあるように、東京都では東京消防庁救急相談センターがこれに該当します。全国的に展開されていますが、令和6年7月現在の設置範囲は25都府県と5地域で、秋田県は含まれていません。

設問の理由：

今年6月1日の開始後も報道で取り上げられている、タイムリーな話題である。報道で強調されがちな「救急車の有料化」に対して本来の選定療養費の意味を正確に理解した上で、予想される影響をプラスとマイナスの両面から客観的に論じ、さらに自身の考えを述べるという二段階の内容と構成力を求める。

救急診療は医療のリソースとして多大な労力や負担を強いられる一方で、一般に要求される水準が高度化しているという現実がある。この課題に一石を投じた松阪市の試みは医療者にも市民にも注目されており、看護・介護の当事者としての考えを問うものである。

解答や考え方の例：

条件付きながら救急車で受診に選定療養費を課すことにより安易な利用が抑制され、より緊急性のある症例に迅速に注力できるというメリットが期待される。救急車を呼ぶべきかどうかを冷静に判断することで資料に示したような不適切な要請が減るとすれば、救急診療の現場への効果は大きい。

一方で、本来救急搬送されるべき事態にもかかわらず費用負担を避けるために受診を控えたり到着が遅れたりするリスクを主としたデメリットが危惧される。現状でも、医療側と患者側の緊急性の判断は必ずしも一致していないが、それがさらに助長される心配がある。

したがって、この問題は病气やけがの緊急性をいかに市民に適切に判断してもらうか、という課題に言い換えることができる。救急車を呼ぶべきかどうかの判断は実は難しく、重症か否かは実際に受診してみないとわからないことも多い。そのため「#7119」のように救急車の要否も含めて電話で問い合わせる窓口が各自治体に設置されている。インターネットの検索も有用で、一例として消防庁は救急受診ガイドのアプリを提供している。今回の松阪市の試みをきっかけに、市民の不安や迷いに対応するシステムの啓発や充実化が極めて重要である。また、松阪市も表明しているように、今回の変更から一定の試行期間後に影響や効果を調査して公表する作業も必須であると考えられる。

他に、設問の理由に記載したように、「救急車の有料化」というとらえ方で情報が拡散しているが、選定療養費の本来の目的を今一度よく理解した上で、各医療施設の役割分担の重要性に言及することも大事なポイントである。